

はじめに

理化学研究所バイオリソースセンターの総合カタログ第9版をお届けいたします。

バイオリソースセンターとして平成13年1月に事業を開始して以来、10年が過ぎました。この間、多くの研究者のご理解とご協力を得て、提供可能なバイオリソースも格段に充実してきました。当センターでは、バイオリソースとその関連情報について、ホームページやデータベースから発信するとともに、総合カタログを刊行して参りました。第8版発行後2年余りを経過しており、この間もバイオリソースが増加し、それらを研究者の皆様に十分にご活用いただけるよう内容の一部を拡充した第9版を発行することといたしました。

当センターはライフサイエンス研究に必要な不可欠な主要なバイオリソースを整備し、実験の再現性を保証するための厳重な品質管理を行い、利用者の皆様に広く提供しています。お陰様で皆様の信頼を受け、バイオリソースの品揃えも大幅に充実されてきました。特に最近では、企業が知的財産権を所有する研究上重要なリサーチツールを用いて作製されたバイオリソースも、関係企業のご厚意により、非営利学術研究にはライセンス使用料無し、もしくは少額のライセンス使用料で提供できるようになりました。前版からの追加は GE Healthcare 社の Green Fluorescent Protein (GFP) およびその変異体遺伝子を用いた様々なバイオリソースです。GFP 関連バイオリソースのご寄託と活発な利用をお願い申し上げます。

近年は、ホームページやデータベースの電子媒体での情報発信が増えています。データ更新の容易さ、一度に多くの利用者へ情報を発信できることなど、電子媒体の利便性は疑いようありません。一方、本カタログのような紙媒体も、全体を簡単に把握できること、膨大なデータを繰り返し参照、閲覧することが容易なこと等、情報発信の一翼を担っており、寄託者の皆様、利用者の皆様の繋ぐ情報源であると考えております。

本カタログではページ数に限りがあるために、詳細なデータ等はホームページやデータベースとの併用となるとは存じますが、本カタログが実験室の本棚に置かれ、活用されることを祈っております。本カタログが研究の発展の一助となり、ひいては国民の生活・福祉の向上や健康、食料、環境・エネルギー等、人類の共通の課題の解決に少しでもお役に立てればと願っております。

今後とも、理化学研究所バイオリソースセンターのご利用を宜しく願いいたします。



平成24年4月
バイオリソースセンター長 小幡裕一

総合目次

1. バイオリソースセンター事業概要	1
2. バイオリソースご寄託のお願い	1
3. バイオリソースのご利用をご検討の皆様へ	4
4. バイオリソースの提供について	5
5. バイオリソースの品質管理に対する取り組みについて	8
6. ISO9001 認証取得、品質管理に対する取り組みについて	8
7. バイオリソースセンターの技術研修について	9
8. 個人情報保護方針について	9
参考資料:提供同意書について	12
Experimental Animal Catalog（実験動物開発室）	A1
Experimental Plant Catalog（実験植物開発室）	P1
Cell Line Catalog（細胞材料開発室）	C1
Gene Catalog（遺伝子材料開発室）	D1
JCM Microbe Catalog（微生物材料開発室）	M1
User Registration System Manual（情報解析技術室）	J1

1. バイオリソースセンター事業概要

生命科学研究において、生物実験材料(生物遺伝資源、バイオリソース)が必要不可欠であることは、言うまでもありません。しかし、我が国においては、バイオリソースの開発、保存と提供は個々の研究者の努力に委ねられていたところが多く、必要なバイオリソースを海外に依存したり、我が国で開発された貴重なバイオリソースが教官の退職により散逸してしまうことも散見されてきました。このような状況を打開したいという研究コミュニティからの 50 年来の要望に応じて、2001 年、理化学研究所が当センターを設立いたしました。

ほぼ同時期に、国の「科学技術基本計画」ならびに「知的基盤整備計画」にも、バイオリソース整備が唱われ、バイオリソースの収集、保存、提供は国が実施する重要な事業の一つとされました。2002 年には文部科学省が「ナショナルバイオリソースプロジェクト」を開始しており、当センターもプロジェクトの一員として参加いたしております。このように、当センターは、研究コミュニティの長年の努力と国の政策が実った結果であり、「信頼性」、「継続性」、「先導性」をモットーに事業を展開しています。また国際的な認知も受け始めております。

2. バイオリソースご寄託のお願い

研究の過程で開発した研究材料は、研究成果を公表後、他の研究者から要望があった場合は、提供することが研究コミュニティのエチケットとなっています。このことにより、他の研究者の研究の追試が可能となり、また科学研究全体の発展にも繋がります。一方では、優れた論文であればあるほど多くの提供依頼が届き、研究者自らがバイオリソースを準備して提供することは、研究者にとって時間的にもまた経済的にも大きな負担となり、研究の障害となりかねません。バイオリソースセンターの役割の一つは、研究者をそのような作業から解放することにあります。

同時に、各研究者、各機関から貴重なバイオリソースをバイオリソースセンターに移転し、後代に渡り利用を可能とすることは、我が国の知的基盤の構築に大いに貢献することになります。

○寄託のメリット

経費、スペース等 維持管理からの解放 	国内外からのリクエスト等、リ ソースの分与作業の負担軽減 	共同研究の機会拡大や 論文引用の増加 
異動・定年退職後の リソースの安全保管、利活用 	感染事故や交配ミス等の 事故の回避、危険分散 	理研 BRC 独自の制度: クレジット制度 



MTA (Material Transfer Agreement): *生物遺伝資源寄託同意書**提供同意書

○寄託の条件

バイオリソースは、開発者と開発機関にとって大きな資産であります。資産を守りつつ、同時に広く他の研究者に提供することを円滑に進めるために、当センターでは、「寄託制度」を構築しました。寄託による知的財産権のバイオリソースセンターへの移動はありません。権利は寄託者によって保持されます。寄託の際は、生物遺伝資源寄託同意書をご利用いただきますが、同意書に提供における条件を付加することができます。但し、ライフサイエンス研究促進のために、できる限り寛大な条件をお願いいたします。

例えば、「研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。」や「研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。」の条件は、寄託者の当然の権利行使です。それ以外は、学術機関の学術研究への提供にはできる限り無条件でお願いいたします。「利用者が寄託者の承諾を事前に得ること」を提供の条件とすることもできますが、利用者が必ずコンタクト可能な連絡先を明記していただくこと、また利用者からの依頼には迅速に対応していただくことが必要です。しかし、論文の公表前の検閲等は避けていただきたい条件です。また、リソースを提供すること以外、他の知的貢献がないと想定される場合に、共同研究や共著を提供の条件とすることは、過度の要求と考えられます。

寄託者の知的財産権を保護するために、営利目的の研究開発には、特許申請や利益の共有等について固有の条件を付加することが可能です。固有の条件が付加された場合は、自動的に「利用者が寄託者の承諾を事前に得ること」を提供条件とし、寄託者と利用者が合意に至っていることを確認することといたしております。

従来、当センターは学術研究への提供が中心であり、多くの寄託者の皆様には学術研究への提供を前提に何ら条件をつけずに寄託していただいております。しかし、近年、産業界へのバイオリソースの提供が急増しています。無条件の寄託は最も歓迎されることではありますが、学術研究・産業利用の区別無しに無条件の提供なのか、それとも学術研究への提供のみが無条件なのか、ご検討いただき明示くださいますようお願い申し上げます。

す。

以下が、使用条件の主な例です。

日本語	英 語
研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。	In publishing the research results to be obtained by use of the BIOLOGICAL RESOURCE, an acknowledgment to the DEPOSITOR is requested.
研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。	In publishing the research results obtained by use of the BIOLOGICAL RESOURCE, a citation of the following literature(s) designated by the DEPOSITOR is requested.
学術機関の学術研究に限る。	The availability of the BIOLOGICAL RESOURCE is limited to a RECIPIENT of a not-for profit organization for a not-for-profit research.
利用者は提供承諾書を用いて、事前に寄託者の承諾を得る。	Prior to requesting the BIOLOGICAL RESOURCE, the RECIPIENT must obtain approval from the DEPOSITOR using the Approval Form.
営利機関の利用希望者は、事前に利用条件等につき寄託者と合意し、提供承諾を得ること。	For use of the BIOLOGICAL RESOURCE by a for-profit institution, the RECIPIENT must reach agreement on terms and conditions of use of it with DEPOSITOR and must obtain a prior written consent from the DEPOSITOR.
利用者が本件リソースを使用して得られた研究成果に基づき特許等の申請、及び事業活動を行う場合は、寄託者と別途協議を行う。	RECIPIENT must contact the DEPOSITOR in the case of application for any patents or commercial use based on the results from the use of the BIOLOGICAL RESOURCE.

○譲渡について

当センターでは、寄託にあたっては、「譲渡」という制度もございます。「譲渡」とは、リソースの知的財産権等の権利も含めて当センターに移転していただくことを意味します。「譲渡」していただくことにより、提供にあたっての手続きが大幅に簡素化されることになります。定年退官等で公職を離れる場合、また利用者からの様々な質問、要望に答えることが困難

であることが予想される場合には、「譲渡」をお奨めいたします。「譲渡」されたリソースは、当センターが責任を持って利用者に提供いたします。また、利用者がリソースを利用して得た成果について、譲渡者は知的財産権等を主張しないことになります。但し、譲渡者の皆様は譲渡後も譲渡したリソースを自由にお使いいただくことができますし、また譲渡にあたって、知的財産権に関する以外の使用条件、例えば「研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。」、「研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。」を付加することができます。譲渡の際は、生物遺伝資源譲渡同意書をご利用下さい。どうぞ寄託に併せて、譲渡もご検討いただきますようお願いいたします。

○クレジット制度

寄託者、譲渡者の皆様に、当センターからの感謝の意を込めて、寄託数、譲渡数見合い分の同種類のバイオリソース(マウス1系統であればマウス1系統、細胞1株であれば細胞1株)を無償で当センターから提供いたします。是非ご利用下さい。

寄託、譲渡をご希望の方は、お気軽に是非一度各開発室にお問い合わせ下さい。

3. バイオリソースのご利用をご検討の皆様へ

皆様にご利用いただけるよう、後のページで紹介いたしますように数多くの有用なバイオリソースを整備いたしております。是非、ご利用のほどお願いいたします。

ご利用にあたってのお願い

○研究成果の公開について

バイオリソース事業には少なからぬ税金が投入されており、利用者の皆様からいただく提供手数料は、提供にかかる経費のみです。バイオリソースの利用者の皆様には是非素晴らしい研究成果を挙げ、国民の期待に応えていただきたいと願っておりますが、得られた研究成果を公開することは、当センターならびに利用者の説明責任の一部であり、当センターでは研究成果の公開を前提としてバイオリソースを提供いたしております。また研究成果の公開は、バイオリソースの付随情報の充実をもたらし、バイオリソースの利用価値を向上させ、更なる利用と発見・発明を促進するという「正のサイクル」の原動力となるものです。また、公開した後は、その旨当センターへご連絡いただきますようお願いいたします。いただいた情報は、バイオリソースの付随情報として、ホームページ、ウェブカタログ、カタログ等を更新します。また、本事業の成果として公表させていただきます。これらのことは、MTA においてもお約束していただいている事項であり、是非ご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

バイオリソースを利用して得られた研究成果等の
公開をお願いいたします。また公開した後は、
当センターへのご連絡をお願いいたします

○バイオリソースの由来の明示について

当センターより利用者の皆様に提供したバイオリソースを利用して得られた成果等について、ご発表される際には当センターより入手されたことの明記を是非お願いいたします。このことによって、皆様の研究成果に基づいて、他の研究者が研究開発を行う場合に研究材料の入手先を知ることができます。同時に、実験結果の再現性を確保できることとなり研究全体のレベルアップにも繋がります。また、当センターの事業が継続的、安定的に活動を行っていくうえでも非常に大切です。何卒、ご理解頂きまして是非ご協力のほどお願いいたします。

バイオリソースセンターのリソースを利用して
得られた研究成果等を発表する際には、
由来の明示を是非お願いいたします

○バイオリソースの利用により作製された新規リソースのご寄託のお願い

当センターより入手したバイオリソースを用いて研究開発を行い、その結果新しいリソースが開発された場合は、是非そのリソースを当センターにご寄託いただきますようお願い申し上げます。当センターのリソースにさらに利用者の努力が注ぎ込まれた非常に高い付加価値、利用価値を持つ貴重なリソースです。

4. バイオリソースの提供について

○提供にあたっての必要書類（書式は各開発室のHPよりダウンロードできます）

お手数ですが以下の書類のご用意をお願いいたします。

***提供依頼書**（詳細は各開発室のホームページをご参照下さい） **1部**

***生物遺伝資源提供同意書(MTA)**（詳細は各開発室のホームページをご参照下さい）
2部ご用意下さい。

提供条件が付加されている場合は、その条件をご記入下さい。

原則として機関長印は公印、職印でお願いいたします。

利用されるバイオリソース、機関、ご使用方法等によって MTA の内容が異なります。

ご不明な点はお手数ですが各開発室のホームページをご覧ください。

***提供承諾書(該当する場合)1 部**

寄託者の承諾書が必要な場合は、**事前に必要事項をご記入頂きまして、寄託者に送付し記名捺印を受けた後、提供同意書とともに当センターへお送り下さい。**

***遺伝子組換え生物の場合**

遺伝子組換え実験の承認確認書類が必要です。お手数ですが各開発室のホームページをご覧ください。

[注意] 遺伝子組換え生物のご利用にあたっては、研究者の皆様に法令を守る義務が発生いたしますのでご注意ください。(違反した場合には罰則が有りますのでご注意ください)。例:適正な遺伝子組換え生物の拡散防止措置等。

詳しくは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(遺伝子組換え生物等規制法)等、第二種使用等に関する措置をご参照下さい。

***実験動物の場合は、利用機関の動物実験委員会の承認のある場合のみの提供となります。**

***細胞材料においても、利用機関の倫理委員会の承認が必要なバイオリソースも提供しています。細胞材料開発室のホームページをご覧ください。**

***GFP リソース(GFP 及びその変異体遺伝子が組み込まれたマウス、シロイヌナズナ、細胞、遺伝子クローンが含まれます)については GE 社と合意した内容に従って、以下のように運用させていただきます。ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。**

・大学及び国公立の研究機関(独立行政法人を含む)の皆様は「Letter for Use Prior to Transmission of Biological Materials to Investigators at Academic Institutions」([SCHEDULE A](#))をホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入の上当センターの生物遺伝資源提供同意書とともに各 2 部ずつご提出下さい。

・大学及び国公立の研究機関を除いた非営利機関(財団等が運営する研究機関)への提供については、予め当センターから GE 社へ連絡し承諾を得る必要があります。該当する機関の皆様は当センターにご連絡下さい。

・GFP 関連リソースの民間企業でのご利用および商業利用につきましては、以下の連絡先に直接お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先:

GE Healthcare Bio-Sciences Corp.

800 Centennial Ave

Piscataway, NJ 08855

USA

GFP リソースについて、ご不明な点がございましたら、理化学研究所筑波研究所研究推進部企画課・吉田まで(yoshida@rtc.riken.jp)ご連絡下さい。

○バイオリソースセンターの提供同意書について

バイオリソースの利用にあたっては提供同意書に必要事項をご記入いただきます。提供同意書は2種類設定されています。非営利機関用提供同意書及び営利機関用提供同意書がありますので、ご所属の機関、ご使用方法等によって適切な同意書のご使用をお願いいたします。

非営利機関用提供同意書のご利用について(第一種)

非営利機関における非営利学術研究目的のバイオリソースの利用につきましては、本提供同意書をご使用下さい。

営利機関用提供同意書のご利用について(第二種)

以下に該当するバイオリソースの利用につきましては、本提供同意書をご使用下さい。

- ・営利機関の利用者の皆様
- ・非営利機関の皆様が、営利機関との共同研究を行う場合
- ・非営利機関の皆様による営利機関からの委託研究の場合
- ・非営利機関による営利を目的とした研究開発(特許等の取得を目的とした研究開発を含む)の場合

尚、第一種及び第二種生物遺伝資源提供同意書いずれの場合にも、事前に寄託者の承諾を得ていただくことが必要なリソースがありますので、お手数ですがその都度ご確認をお願いいたします。

各リソースの提供MTAについて

バイオリソースの種類によって MTA の内容が異なる場合がありますので詳しくは、以下のホームページをご参照下さい。

実験動物開発室 <http://www.brc.riken.jp/lab/animal/info/method.shtml#2>

実験植物開発室 <http://www.brc.riken.jp/lab/epd/order/order.shtml>

細胞材料開発室 http://www.brc.riken.jp/lab/cell/distribution/cell_order.shtml

遺伝子材料開発室 <http://dna.brc.riken.jp/ja/teikyo.html>

微生物材料開発室 http://www.jcm.riken.jp/JCM/Ordering_J.shtml

ご不明な点は各開発室あてにお問い合わせ下さい。

○提供手数料について

当センターの事業は、我が国の知的基盤整備の重要性を踏まえて、収集、保存にかかる費用は国からの運営費交付金によりまかなわれています。公開を前提とした研究開発にバイオリソースを利用する皆様には、提供にかかる費用（提供依頼を受けてから発生する費用：梱包費や送料など）のみを、手数料としてご負担していただいております。尚、提供手数料の徴収により、当センターが利益を得ているものではないことを申し添えます。各リソースの提供手数料については、以下のホームページをご覧ください。

提供手数料一覧 <http://www.brc.riken.jp/inf/distribute/kakaku.shtml>

実験動物 <http://www.brc.riken.jp/inf/distribute/kakaku.shtml#animal>

実験植物 <http://www.brc.riken.jp/inf/distribute/kakaku.shtml#plant>

細胞材料 <http://www.brc.riken.jp/inf/distribute/kakaku.shtml#cell>

遺伝子材料 <http://www.brc.riken.jp/inf/distribute/kakaku.shtml#dna>

微生物材料 <http://www.brc.riken.jp/inf/distribute/kakaku.shtml#JCM>

5. バイオリソースの品質管理に対する取り組みについて

バイオリソースご利用の皆様の実験の再現性を確保するために、当センターのバイオリソースは、厳重な品質管理のもと、保存・維持し、高品質のバイオリソースの提供を行っています。どうぞご安心してご利用のほどお願いいたします。当センターでは、各バイオリソースに応じて品質検査等を定期的の実施しモニタリングを行っています。

6. ISO9001認証取得、品質管理に対する取り組みについて

細胞材料と微生物材料につきましては、ISO 9001 の認証を 2007 年 8 月に取得し各開発室では国際標準を遵守した品質マネジメントシステムを構築し、世界最高水準の材料を提供しています。

バイオリソースセンターが取り扱うバイオリソースの中で、「細胞材料」と「微生物材料」は基礎から応用研究へ繋ぐ橋渡し研究領域(トランスレーショナルリサーチ領域)において



てニーズの高い研究材料です。橋渡し研究領域(トランスレーショナルリサーチ領域)では、より高品質なバイオリソースが要求されており、その品質の安定性は、研究精度を維持するために非常に重要となります。特にバイオリソースの場合、他の工業関連リソース等と異なり維持・保存過程における安定性に注力することが非常に重要となります。以上のような観点から ISO9001 認証を取得しました。

7. バイオリソースセンターの技術研修について

バイオリソースを有効にご活用頂けるように、各種バイオリソースの取り扱い方法等について技術研修を随時行っています。これまでに開催いたしました技術研修の事例を紹介します。

実験動物:マウス精子・胚の凍結保存方法等について

実験植物:植物培養細胞の超低温保存法等について

細胞材料:ヒト ES、iPS 細胞の取扱いに関する技術について

遺伝子:組換えアデノウィルスの取扱い方法等について

微生物:糸状菌類の遺伝子解析法と顕微鏡観察・分離法等について

実施回数:平成 16～22 年度で 73 回開催しています。参加された方は約 300 名になります。その内約 60 名の方が民間企業所属でした。

技術研修参加ご希望の方は、当センターのホームページ (<http://www.brc.riken.jp/inf/kensyu/>) をご覧下さい。

8. 個人情報保護方針について

理化学研究所バイオリソースセンターは、ライフサイエンス発展の礎となることを目指して、社会的ニーズならびに研究ニーズに応える知的基盤の役割を果たすとともに、バイオリソースの収集・保存・提供に係る世界的拠点の一つとして、国内外の研究者コミュニティの尊敬と信頼を得るべく、「信頼性」、「継続性」及び「先導性」を運営の基本理念とし、努力を重ねて参ります。

この基本理念のもと、バイオリソース事業に伴い取得する個人情報を適切に取り扱うことは、当センターにとって社会的責務であるとともに、社会の信頼なくしてバイオリソース事業はあり得ないと考えており、以下の方針に従って、個人情報の適正な管理・運用に充分配慮いたします。

1. 当センターは、「[独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律](#)」(平成17年4月1日施行)、及び関連するその他の法令を遵守します。また、理化学研究所でも「個人情報保護規程」を定め、個人情報を適正に取り扱います。

2. 当センターは、個人情報に関し、漏洩等防止のために、アクセス・複製等の制限、媒体管理及び安全な廃棄等必要な措置を講じます。
3. 当センターは、法令に定める場合を除き、個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。
4. 当センターが個人情報を含む業務を外部に委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、事前確認、契約による秘密保持義務等適正な対応をします。
5. 当センターは、個人情報の利用目的を明示し、利用目的の範囲内で取り扱います。また、必要範囲を超えた個人情報は保有しません。
6. 当センターは、個人情報を適正に、原則として本人から直接取得します。また、直接書面等で取得する場合は、利用目的をできる限り具体的に明示します。
7. 当センターは、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で、保有する個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めます。
8. 当センターは、個人情報保護に関する体制を確立し、その重要性を当センター職員に周知し、個人情報の適正な取り扱いを行うよう努めます。

○個人情報の利用目的

理化学研究所バイオリソースセンターは、下記(1)の事業活動を通じて適正に取得する個人情報について、(2)の利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うものとし、事前の同意がある場合、または法令に基づく場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用いたしません。

(1) 当センターの事業内容

① バイオリソース整備事業

ライフサイエンス研究の進展に貢献するため、動植物個体、細胞株、遺伝子材料、微生物材料及びこれらに付随する情報(以下「リソース」という)の収集、保存及び提供を行います。

② 基盤技術開発事業

リソースの維持・保存・利用のために必須の技術開発及び研究ニーズに応じたリソースの開発、リソースの付加価値を高めるための技術開発を行います。

③ 研修事業

リソースの高度な利用の促進を目指し、最新のリソース管理技術や特性解析技術等の技術研修を行います。

(2) 利用目的

1. 寄託者や提供者への連絡、リソースのホームページ・カタログへの掲載やカタログの発送、寄託依頼等のリソースの収集・保存・提供に必要な業務を行うため
2. セミナー、シンポジウム、研修等の事業の案内を行うため
3. メールニュース送信に必要な業務のため
4. 利用者からの問い合わせへの対応等に必要な業務を遂行するため
5. 契約や法令の定め等に基づく対応を行うため
6. その他バイオリソース事業に必要な業務を推進するため

参考資料:提供同意書について

提供同意書は、非営利機関用同意書(第一種)、営利機関用同意書(第二種)に分けられます。各々の同意書の内容は以下のとおりです。

下記の2種類の同意書は、リソースに共通な事項を示したものです。各バイオリソースによって内容が異なりますので、各開発室のホームページでご確認をお願いいたします。

非営利機関用同意書(第一種)内容

RIKEN BRC

生物遺伝資源提供同意書

(非営利機関用)

独立行政法人理化学研究所バイオリソースセンター(以下「理研BRC」という。)と〇〇〇〇機関(以下「利用者」という。)は、理研BRCが利用者にリソース□□□□(理研BRC△△△開発室固有記号 No. ****として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。)を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の提供を行っている。

2. ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

課題名: _____

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に理研BRCに連絡する。

3. 利用者は、本件リソースを、ヒト(治療、診断、飲食物、その他)に直接使用してはならない。

4. 利用者は、本件リソースの利用にあたって理研BRCカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。

尚、利用にあたって寄託者から事前に承諾を得ることが必要な場合は、利用者は本同意書の締結に先だって承諾書を用いて寄託者より承諾を得ること。

5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は **Materials and Methods** 等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、理研BRCから提供されたことを明示する。〔英文例:〇〇〇〇(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan.〕 ま

た、利用者はその発表の情報を理研BRCへ送付する。また、理研BRCは、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に理研BRCの求めに対して回答することとする。

6. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担する。
7. 本件リソースは、利用者と 2 項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
8. 理研BRCは、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。
9. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって処理する。ただし、理研BRCの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
10. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
11. 利用者は、本件リソースの利用にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)(各開発室のソースに係わる代表的法令明示)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。理研BRCは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
13. 利用者が本同意書に違反したとき、理研BRCは、利用者による本件リソース及び理研BRCの他のリソースの利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書2通を作成し、理研BRC、利用者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

理研BRC

利用者

機 関 名:独立行政法人理化学研究所

機関名:〇〇大学〇〇学部

バイオリソースセンター

所在地:

所在地: 〒305-0074

機関長:

印

茨城県つくば市高野台 3-1-1

研究責任者:

印

機 関 長: センター長 小幡 裕一 印

営利機関用同意書(第二種)内容

RIKEN BRC

生物遺伝資源提供同意書

(営利機関用)

独立行政法人理化学研究所バイオリソースセンター(以下「理研BRC」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「利用者」という。)は、理研BRCが利用者にリソース□□□□(理研BRC△△△開発室固有記号 No. *****)として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。)を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の提供を行っている。
2. ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。
課題名: 利用の具体的な使用目的・方法を明記。

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に理研BRCに連絡する。

3. 利用者は、本件リソースを、ヒト(治療、診断、飲食物、その他)に直接使用してはならない。
4. 利用者は、本件リソースの利用にあたって理研BRCカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。

尚、利用にあたって寄託者から事前に承諾を得ることが必要な場合は、利用者は本同意書の締結に先だてて承諾書を用いて寄託者より承諾を得ること。

5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を論文等で発表する際は **Materials and Methods** 等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介し

て、理研BRCから提供されたことを明示する。〔英文例：〇〇〇〇(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan.〕 また、利用者はその発表の情報を理研BRCへ送付する。また、理研BRCは利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に理研BRCの求めに対して回答することとする。

6. 利用者は、本同意書の 2. ①の課題が達成された場合、その旨を、本件リソースの利用によって生じた知的財産権の権利化実績と共に、理研BRCに書面をもって通知する。理研BRCは、利用者の企業名、商標名等を理研BRCの事業の成果として使用することができる。
7. 利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。
8. 本件リソースは、利用者と 2 項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
9. 理研BRCは、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。
10. 利用者は、本件リソースが、研究用試料であり、欠点及び危険な特性を持つ可能性があること、また特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は利用者自らの責任で処理する。理研BRC及び寄託者は、本件リソースの特性及び特定目的に対する適合性及び本件リソースの利用過程における潜在的な第三者の特許権、著作権、商標権、もしくはその他の権利侵害等について一切保証しない。
11. 利用者は、本同意書の 2. ①の実施における本件リソースの利用(製造・販売を含む)、保存、処分等によって生じるいかなる損害及び第三者からの損害賠償等の請求等について、全ての責任を負い、理研BRCは一切責任を負わない。利用者は 2. ①の実施及びその結果に関わる法的責任について理研BRCとその全ての職員及び寄託者の法的責任を免除することを保証する。
12. 利用者は、本件リソースの利用にあたって、利用者自らの責任で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)、「製造物責任法」(平成 6 年 7 月 1 日法律第 85 号)(各開発室のリソースに係わる代表的法令明示)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件、製造条件等で取り扱わなければならない。理研BRCは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
13. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理

する。

14. 利用者が本同意書に違反したとき、理研BRCは、利用者による本件リソース及び理研BRCの他のリソースの利用を停止することができる。
15. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。
16. 本同意書の準拠法は、日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
17. 理研BRC及び利用者は、何時でも 60 日前に書面で連絡することにより、本同意書の契約を解除することができる。
18. 利用者は、2 項①記載の課題終了時もしくは本同意書の解除にあたって、速やかに本件リソースの使用を止め、理研BRCの指示に従って理研BRCへ返却もしくは廃棄する。また、理研BRCへ本件リソースを返却の場合は、自らの費用で返却する。
19. 本同意書のいずれかの条項が違法または無効であるとされた場合でも、本同意書の当該条項を除く残りの条項に影響を及ぼすものではなく、またこれらの有効性は保持される。
20. 本同意書の解除後も本同意書の第 3, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 16, 19, 20 項は、存続するものとする。

以上により 同意書2通を作成し、理研BRC、利用者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

理研BRC

利用者

機 関 名:独立行政法人理化学研究所
バイオリソースセンター

機関名:〇〇〇〇株式会社

所在地:

所在地:〒305-0074

代表取締役社長:

印

茨城県つくば市高野台 3-1-1

研究責任者:

印

機 関 長:センター長 小幡 裕一 印

